

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4. 9. 30	契約解除	変更前	営業所	817100	陸前白沢簡易郵便局	○	宮城県仙台市青葉区上愛子大道34-9	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4. 10. 1	住居表示変更	変更前	郵便局	742050	粕屋南郵便局	-	福岡県糟屋郡志免町田富伊賀杭162-1	-	○	○	○	○	○	かんぽ生命保険	
		変更後	郵便局	742050	粕屋南郵便局	-	福岡県糟屋郡志免町田富162-1	-	○	○	○	○	○	かんぽ生命保険	
R4. 11. 1	業務変更	変更前	郵便局	038350	滑川月輪簡易郵便局	○	埼玉県比企郡滑川町月輪442-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	038350	滑川月輪簡易郵便局	○	埼玉県比企郡滑川町月輪442-1	-	○	○	×	○	○	-	
R4. 11. 1	契約解除	変更前	営業所	077500	独協医科大学前簡易郵便局	○	栃木県下都賀郡壬生町緑町3-1-13	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4. 11. 1	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	100150	大網みどりが丘郵便局	-	千葉県大網白里市みどりが丘3-16-7	-	○	○	○	○	○	-	
R4. 11. 1	契約解除	変更前	営業所	228420	名張東田原簡易郵便局	○	三重県名張市東田原70	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4. 11. 1	契約解除	変更前	営業所	238340	沼津北小林簡易郵便局	○	静岡県沼津市大岡3228-8	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4. 11. 1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	477140	調月簡易郵便局	○	和歌山県紀の川市桃山町調月1053-5	○	○	○	×	○	○	-	
R4. 11. 1	業務変更	変更前	郵便局	518150	西条上寺家簡易郵便局	○	広島県東広島市西条町寺家520-30	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	518150	西条上寺家簡易郵便局	○	広島県東広島市西条町寺家520-30	-	○	○	×	○	○	-	
R4. 11. 1	業務変更	変更前	郵便局	527670	田後簡易郵便局	○	鳥取県岩美郡岩美町田後419	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	527670	田後簡易郵便局	○	鳥取県岩美郡岩美町田後419	○	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

[illegible]

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4.11.1	契約解除	変更前	営業所	837570	巻堀簡易郵便局	○	岩手県盛岡市巻堀巻堀8 1－4	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.11.1	業務変更	変更前	郵便局	907830	札幌荒井山簡易郵便局	○	北海道札幌市中央区宮の森3条1 3－5－1 8	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	907830	札幌荒井山簡易郵便局	○	北海道札幌市中央区宮の森3条1 3－5－1 8	-	○	○	×	○	○	-	
R4.11.4	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	997390	二ツ岩簡易郵便局	○	北海道網走市二ツ岩1 4 1－4	-	○	○	×	○	○	-	
R4.11.7	移転	変更前	郵便局	212870	名古屋比良郵便局	-	愛知県名古屋市区比良3－1 7 6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	212870	名古屋比良郵便局	-	愛知県名古屋市区砂原町4 1 8	-	○	○	○	○	○	-	
R4.11.7	移転	変更前	郵便局	240710	朝日郵便局	-	岐阜県高山市朝日町甲9 9 8－1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	240710	朝日郵便局	-	岐阜県高山市朝日町万石1 2 1－1	○	○	○	○	○	○	-	
R4.11.7	移転	変更前	郵便局	240750	笠郷郵便局	-	岐阜県養老郡養老町船附小川1 1 1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	240750	笠郷郵便局	-	岐阜県養老郡養老町船附1 5 0 9－1	-	○	○	○	○	○	-	
R4.11.7	移転	変更前	郵便局	514530	府中高木南郵便局	-	広島県府中市高木町上川原1 2 2 4－1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	514530	府中高木南郵便局	-	広島県府中市高木町上川原1 2 1 0－4	○	○	○	○	○	○	-	
R4.11.7	移転	変更前	郵便局	541140	北木島郵便局	-	岡山県笠岡市北木島町9 7 4 9	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	541140	北木島郵便局	-	岡山県笠岡市北木島町9 7 6 8－7 4	○	○	○	○	○	○	-	
R4.11.7	移転・再開	変更前	郵便局	810560	大原浜郵便局	-	宮城県石巻市大原浜町3 3－2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	810560	大原浜郵便局	-	宮城県石巻市給分浜羽黒下2 0－1	○	○	○	○	○	○	-	
R4.11.7	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	824630	いわき自由ヶ丘郵便局	-	福島県いわき市自由ヶ丘1 4－5	○	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4.11.8	移転・改称	変更前	郵便局	813300	仙台大和町郵便局	-	宮城県仙台市若林区大和町3-4-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	813300	イオンスタイル仙台卸町内郵便局	-	宮城県仙台市若林区卸町1-1-1	-	○	○	○	○	○	-	
R4.11.14	移転・改称	変更前	郵便局	020210	吉浜郵便局	-	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1396	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	020210	暮山公園通郵便局	-	神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-20-15	-	○	○	○	○	○	-	
R4.11.14	移転	変更前	郵便局	430700	湯村郵便局	-	兵庫県美方郡新温泉町湯93-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	430700	湯村郵便局	-	兵庫県美方郡新温泉町湯1019-2	○	○	○	○	○	○	-	
R4.11.21	移転	変更前	郵便局	012540	下川口郵便局	-	東京都八王子市川口町3279	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	012540	下川口郵便局	-	東京都八王子市川口町3279-2	-	○	○	○	○	○	-	
R4.11.21	移転	変更前	郵便局	026670	三浦城山郵便局	-	神奈川県三浦市城山町10-7	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	026670	三浦城山郵便局	-	神奈川県三浦市天神町4-17	-	○	○	○	○	○	-	
R4.11.21	移転	変更前	郵便局	041500	高林郵便局	-	群馬県太田市高林東町1784	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	041500	高林郵便局	-	太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業103街区4番	-	○	○	○	○	○	-	
R4.11.21	移転	変更前	郵便局	432660	中川郵便局	-	兵庫県朝来市伊由市場80	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	432660	中川郵便局	-	兵庫県朝来市伊由市場577-1	○	○	○	○	○	○	-	
R4.11.21	移転	変更前	郵便局	510570	中庄郵便局	-	広島県尾道市因島中庄町596-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	510570	中庄郵便局	-	広島県尾道市因島中庄町3176-1	○	○	○	○	○	○	-	
R4.11.21	移転	変更前	営業所	857110	次年子簡易郵便局	○	山形県北村山郡大石田町次年子1748	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	857110	次年子簡易郵便局	○	山形県北村山郡大石田町次年子95-2	○	○	○	×	○	○	-	
R4.11.21	移転	変更前	郵便局	860600	稲庭郵便局	-	秋田県湯沢市稲庭町稲庭251-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	860600	稲庭郵便局	-	秋田県湯沢市稲庭町字稲庭199-1	○	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4. 11. 28	移転	変更前	営業所	907400	ニセコ駅前簡易郵便局	○	北海道虻田郡ニセコ町中央通80	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	907400	ニセコ駅前簡易郵便局	○	北海道虻田郡ニセコ町中央通88-1	○	○	○	×	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。
2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。
3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。
4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。
5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。